

## 【千葉県】アンケート（6）別紙

## 【結論】

連絡会は1都9県の大気環境担当課長（行政部署）により構成されているが、検討・調査を実施するにあたっては研究機関の助力が不可欠である。1都9県の研究機関担当者が行政部署の担当者とともに検討・調査を行う「光化学オキシダント調査会議」を設置しなければ事業の推進がままならない。よって「賛」とする。

なお、7市（1都9県以外の県市）に連絡会事業に参加していただくためには、連絡会において要綱第5に基づく共同調査機関を指定後、要綱第6-4に基づき事業参加都県市で協議して要綱第6-1に基づく担当都県市（共同調査機関を含む）を決定し、連絡会に報告する必要がある。これらの事務手続を可能な限り早く進められたい。

## 【理由】

光化学オキシダント調査事業は、平成31年度に『「関東地方大気環境対策推進連絡会」によるOx調査について（検討資料）』において承認されたものであり、微小粒子状物質調査事業とは別の調査を連絡会として実施するものと解される。

また、光化学オキシダント調査事業の目的及び調査内容を勘案しても、微小粒子状物質調査事業の一環として行われているとみなすのは無理がある。

併せて、要綱第5に基づく共同調査機関の指定及び要綱第6-1に基づく担当都県市の指定は「事業ごとに」なされるので、所定の手続を経ずに、微小粒子状物質調査会議に参加する7市が光化学オキシダント調査事業に参加することはなく、同調査会議の担当都県市が光化学オキシダント調査事業を推進することもない。

仮に、光化学オキシダント調査事業の担当都県市の指定のないまま、微小粒子状物質調査会議で作成する事業実績及び事業計画に微小粒子状物質調査に併せ光化学オキシダント調査を盛り込み要綱第6-3により連絡会に報告したとしても、事業を推進する者が定まっていない以上、連絡会は、要綱第2-2の規定による決定を行うに当たり後者部分を除いて承認せざるを得ない。

以上のことから、光化学オキシダント調査会議の設置は必須と考える。（ただし、合同開催についての規定は要綱に明示されていないことから、微小粒子状物質調査会議との合同開催とすることは妨げない。）